

議案第 68 号

十和田地区環境整備事務組合の解散について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 288 条の規定により、令和 3 年 3 月 31 日をもって、十和田地区環境整備事務組合を解散する。

令和 2 年 12 月 3 日 提出

おいらせ町長 成 田 隆

提案理由

十和田地区環境整備事務組合の共同処理している事務の全部を、十和田市、三沢市及び十和田地域広域事務組合において処理することに伴い、令和 3 年 3 月 31 日をもって十和田地区環境整備事務組合を解散することについて、協議するため提案するものである。